

公益財団法人川崎市産業振興財団利益相反マネジメント要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人川崎市産業振興財団利益相反ポリシーの定めに基づき、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という）及び財団の役職員等（第2条第1項で定義する）が産学官連携活動（第2条第2項で定義する）を行う上で生じる利益相反（第2条第3項で定義する）を適切にマネージし、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において次に掲げる用語は、次の各号の定義による。

1. 「役職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - (1) 財団の役員（理事長、副理事長、専務理事、理事、監事を含む）
 - (2) 公益財団法人川崎市産業振興財団就業規則（昭和63年5月14日制定、平成27年7月1日改正規則施行）第2条の職員及び第3条第1項の特定任用職員、嘱託職員、臨時職員、特定研究職員
 - (3) その他、第3条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者
2. 「産官学連携活動」とは、以下の活動をいう。
 - (1) 企業等（本条第4項に定義する）への兼業、企業等との共同研究又は受託研究
 - (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）若しくは便益（物品、設備、人員等）の供与又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く）を得る行為
 - (3) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する行為
 - (4) 利害関係にある者に対し施設・設備の利用提供をさせる行為
 - (5) 財団が保有する知的財産の技術移転とその実施料収入を得る行為
 - (6) その他、第3条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する行為
3. 「利益相反」とは、次に掲げることをいう。
 - (1) 財団が産官学連携活動に従事することに伴い、企業等から得る利益を優先することによって財団の社会的責任が阻害されること
 - (2) 役職員等が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該役職員等の財団における適正な職務の遂行が阻害されること

- (3) 役職員等が兼業を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該役職員等の財団における適正な職務の遂行が阻害されること
4. 「企業等」とは、国内外を問わず、国若しくは地方公共団体の行政機関、大学、企業又はその他の団体をいう。

第2章 利益相反マネジメント委員会

(設置)

第3条 財団は、利益相反を適正にマネージするため、ナノ医療イノベーションセンター（以下「iCONM」という）の下に、次条各号の業務を行う利益相反マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第4条 マネジメント委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本要綱の実施に関する事項の策定に関すること
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること
- (3) 財団としての利益相反状況に関すること
- (4) 利益相反に関して個々の事案が財団として許容できるか否かに関すること
- (5) 利益相反マネジメントのための調査、実施、その手続き及び結果の分析に関すること
- (6) 利益相反に関する情報のマネジメント及び情報公開に関すること
- (7) その他、財団の利益相反に関する重要事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第5条 前条第5号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 自己申告書の請求又は財団が株式を保有等する事業者等に係る情報収集
- (2) 事情聴取
- (3) 助言指導
- (4) 状況観察
- (5) その他、利益相反マネジメントのための調査に必要と認める方法

(審査、勧告、決定の手続)

第6条 マネジメント委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、役職員等の利益相反に関して財団として許容できるか否かについて審議する。

2. 審議の結果は速やかに理事長に報告し承認を得なければならない。
3. マネジメント委員会は、改善が必要な活動を行う者に対しては、改善勧告を行うものとする。
4. マネジメント委員会は、前項の改善勧告を行った場合は、当該活動を行う役職員等の状況を観察する。
5. 第3項の規定により改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服があるときは、申出によりマネジメント委員会に再審査を請求することができる。
6. マネジメント委員会は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。
7. マネジメント委員会は、再審査の請求に係る活動について、改善の必要有無を審議し、結果を理事長に報告する。
8. 理事長は、前項の報告を受けた場合において当該活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、その旨当該活動を行った者に通知する。

(自己申告書の保存)

第7条 マネジメント委員会は、提出された自己申告書を秘密書類として管理し、保存する。

(研修の実施)

第8条 マネジメント委員会は、役職員等のうち利益相反マネジメントの対象となり得る者を対象として、定期的に研修会を開催する。

(情報公開)

第9条 マネジメント委員会は、財団の利益相反に関する情報を必要な範囲で外部に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

2. 利益相反に関する外部からの調査に対しては、マネジメント委員会が対応する。
3. マネジメント委員会は、外部への情報公開に当たって、役職員等及びその他の者の個人情報の保護に留意する。

(組織)

第10条 マネジメント委員会は、財団の役職員等のうちから理事長が指名する5名程度の委員をもって組織する。

2. 前項の理事長が指名する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第11条 財団は、産業支援部長をマネジメント委員会の委員長とする。

2. 委員長は、マネジメント委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に職務の遂行が困難な事情がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第12条 マネジメント委員会は、原則として年1回開催する。ただし、必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(定足数及び議決)

第13条 マネジメント委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(意見の聴取)

第14条 マネジメント委員会は、次章に定めるアドバイザリーボードに諮問し答申を出させることができる。

2. マネジメント委員会は、委員以外の者に対して出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

第3章 利益相反アドバイザリーボード

(設置)

第15条 財団は、次条各号の業務を行うため、利益相反アドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」という）を設置する。

(業務)

第16条 アドバイザリーボードは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 財団としての利益相反に関するマネジメント委員会の諮問に対する答申
- (2) その他、マネジメント委員会により付託される業務

(組織)

第17条 アドバイザリーボードは、外部の専門家及び/又は財団の役職員等からなる若干名のアドバイザーをもって組織し、アドバイザーの過半数は外部の専門家とする。

2. 前項のアドバイザーは、理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、補欠の委

- 員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 第1項のアドバイザーは、再任を妨げない。
 4. 財団は、財団マネージャー等の報酬及び講師等の謝礼に関する要領に基づき、外部の専門家に対して謝金を支払う。

第4章 利益相反相談室

(設置)

第18条 財団は、次条各号の業務を行うため、マネジメント委員会の下に役職員等からの相談を受ける利益相反相談室を設置する。

(業務)

第19条 利益相反相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 役職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対する助言又は指導
- (2) 利益相反マネジメントに関する事務及び支援
- (3) 利益相反相談室の業務に関する報告書の作成、及びマネジメント委員会への提出
- (4) その他マネジメント委員会により付託された利益相反に関する事項の検討及び答申

(組織)

第20条 利益相反相談室は、外部の専門家又は財団の役職員等からなる若干名の利益相反カウンセラーをもって組織する。

2. 利益相反カウンセラーは、マネジメント委員会の委員長が委嘱する。
3. 財団は、利益相反相談室を外部の第三者機関に委託することができる
4. 財団は、財団マネージャー等の報酬及び講師等の謝礼に関する要領に基づき、外部の利益相反カウンセラーに対して謝金を支払う。

第5章 報告手続

(自己申告書)

第21条 役職員等は、自らが関与する利益相反状況について、マネジメント委員会に対して、定期的に自己申告書を提出しなければならない。

2. 役職員等は前項の自己申告書に利益相反状況の判断に必要となる以下の情報を報告しなければならない。
 - (1) 兼業（活動内容および収入）
 - (2) 報酬、株式保有等の経済的利益

- (3) 財団職員自身に帰属する発明の技術移転とその実施料収入
 - (4) 共同研究及び受託研究の受入れ状況
 - (5) 寄附及び設備物品の供与
 - (6) 利害関係にある者に対する施設・設備の利用提供
 - (7) 利害関係にある者からの物品購入
3. 役職員等は、利益相反による不利益に該当する状況が生じる可能性がある場合は、利益相反相談室に相談し、又は自己申告書を提出して次条の審査を求めることができる。
4. 第1項の自己申告書の提出時期、書式等は、マネジメント委員会が定める。

(マネジメント委員会における審査)

第22条 マネジメント委員会は、前条の規定により提出された自己申告書に基づき審査を行う。

2. マネジメント委員会は、前項の審査を行ったときは、審査結果を理事長に報告し承認を受けた後、当該役職員等及びプロジェクトリーダーに通知する。この場合において、利益相反による不利益に該当する状況が生じ又は生じる可能性があり、これに対する是正措置が必要であると判定したときは、当該是正措置その他必要な事項を併せて通知する。

(利益相反による不利益の回避)

第23条 役職員等は、前条第2項の規定により是正措置の通知を受けた場合は、当該是正措置を講じ、利益相反による不利益の回避又は改善を行わなければならない。

(不服申立て)

第24条 役職員等は、第22条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該審査結果に不服があるときは、前条の規定にかかわらず、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、マネジメント委員会に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、不服申立ては、同一の事案につき1回に限るものとする。

(財団としての利益相反への対応)

第25条 マネジメント委員会又はアドバイザリーボードは、財団に利益相反による不利益状況が生じる可能性があるとする場合は、財団の利益相反を構成する事実関係を確認する。

2. マネジメント委員会又はアドバイザリーボードは、前項により事実関係を確認した結果、改善が必要と判断した場合は、改善策を理事長に報告する。
3. 理事長は、前項の報告を受けた場合において、当該改善策を実施する必要があると

認められた場合は、当該改善策を実施し、利益相反による不利益の回避又は改善を行う。

第6章 秘密の保持

(委員等の義務)

第26条 マネジメント委員会の委員、アドバイザー及び利益相反カウンセラーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2. 第14条の規定によりマネジメント委員会への出席を求められた者及び次条の規定により事務を行う者については、前項の規定を準用する。

第7章 事務

(事務局)

第27条 マネジメント委員会、アドバイザーボード及び利益相反相談室に関する事務は、関係部署の協力を得て、iCONM管理部で行う。

第8章 雑則

(雑則)

第28条 本要綱に定めるもののほか、利益相反のマネジメントに関する事項は、別に定める。

附則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。